【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（認可の申請）

第百五十五条の二　前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　本店又は主たる事務所の所在の場所

三　国内に事務所があるときは、その所在の場所

四　役員の役職名及び氏名

五　国内における代表者の氏名及び国内の住所

六　外国金融商品取引所参加者（外国金融商品取引所入出力装置を使用した外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国金融商品市場の種類及び名称

七　外国金融商品取引所参加者の商号、名称又は氏名

八　その他内閣府令で定める事項

２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二　外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　その他内閣府令で定める書類

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（認可の申請）

第百五十五条の二　前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　本店又は主たる事務所の所在の場所

三　国内に事務所があるときは、その所在の場所

四　役員の役職名及び氏名

五　国内における代表者の氏名及び国内の住所

六　外国金融商品取引所参加者（外国金融商品取引所入出力装置を使用した外国金融商品市場における有価証券の売買及び外国市場デリバティブ取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国金融商品市場の種類及び名称

七　外国金融商品取引所参加者の商号、名称又は氏名

八　その他内閣府令で定める事項

２　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二　外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　その他内閣府令で定める書類

（改正前）

（新設）

第百五十五条の二　前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　本店又は主たる事務所の所在の場所

三　国内に事務所があるときは、その所在の場所

四　役員の役職名及び氏名

五　国内における代表者の氏名及び国内の住所

六　外国証券取引所参加者（外国証券取引所入出力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七　外国証券取引所参加者の商号又は名称

八　その他内閣府令で定める事項

②　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二　外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　その他内閣府令で定める書類

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百五十五条の二　前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号又は名称

二　本店又は主たる事務所の所在の場所

三　国内に事務所があるときは、その所在の場所

四　役員の役職名及び氏名

五　国内における代表者の氏名及び国内の住所

六　外国証券取引所参加者（外国証券取引所入出力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引（以下「外国市場取引」という。）を行う者をいう。以下同じ。）に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七　外国証券取引所参加者の商号又は名称

八　その他内閣府令で定める事項

②　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則（これらに準ずるものを含む。以下この章において「業務規則」という。）

二　外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三　その他内閣府令で定める書類

（改正前）

（新設）